

[別紙1]

鳥取県女性活躍に取り組む企業支援補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (原則事業開始の10日前まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送、持参又は電子メールで提出してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則10日以内)

3. 事業開始

○この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先に郵送、持参又は電子メールで提出してください。

4. 事業完了

○この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内 又は翌年度の4月10日の早い日等)

○実績報告は、下記提出先に郵送、持参又は電子メールで提出してください。

資料提出・問い合わせ先 地域社会振興部人権尊重社会推進局・女性応援課
鳥取県鳥取市東町一丁目220
0857 - 26 - 7792 jyosei-ouen@pref.tottori.jp